

事 務 連 絡
平成 21 年 3 月 24 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産おくら)

標記については、平成 20 年 3 月 31 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン政府から、下記の輸出業者について、対日輸出おくらに係る残留農薬管理が適切になされていることが確認され、検査命令免除輸出業者として登録を行った旨連絡があったことから、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 2 2 にこれを追加し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

Dole Philippines, Inc.